

議案第 101 号

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 特定任期付職員の採用及び当該職員の給与に関する特例について定める必要があるので、本案を提出する。

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２９年１２月世田谷区条例第５５号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第１条中「第３条第２項」を「第３条第１項及び第２項」に改め、「第７条第１項及び第２項」の次に「並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第２条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第５条中「第２条又は第３条」を「第２条各項又は第３条各項」に改める。

第７条中「第２条及び」を「第２条各項又は」に、「任期付職員」を「第２条第２項又は第３条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第９条とする。

第６条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条中「職員の給与に関する条例（昭和２６年１０月世田谷区条例第１１号）」を「給与条例」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

給与条例第５条、第６条、第９条から第１１条まで及び第１１条の３の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第６条を第８条とし、第５条の次に次の２条を加える。

（給与に関する特例）

第６条 第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第１の特定任期付職員給料表を適用する。

２ 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第２の号給別基準職

務表に従い、前項に規定する給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第7条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては、100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあっては、100分の92.5」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2（第6条関係）

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 2 条第 1 項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。